

期限迫る！高濃度PCB廃棄物処理

高濃度PCB廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません。

使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。

高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することが出来なくなります。

	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
定義	PCBを使用した電気機器廃棄物 (PCB濃度が0.5% (=5000ppm)を超えるもの)	微量PCB汚染廃電気機器等： 非意図的にPCBが混入した廃棄物 低濃度PCB含有廃棄物： PCB濃度が5,000mg/kg以下の 廃棄物
処理先	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO)	無害化処理認定施設 PCBに関する特別管理産業廃棄物処理の許可施設

処理期限

高濃度PCB廃棄物・・・平成33年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物・・・平成39年3月31日まで

高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物を処分する迄に必要な期間は？

書類申請など事務手続きにかかる期間を考慮し、PCB廃棄物を処分する迄に必要な期間は、**最低でも6ヶ月が必要です**。申請等にかかる期間も念頭に置き、期限内に全ての処理が完了出来る様、PCB廃棄物処理の調査、処分準備をして下さい。

低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。

使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「**課電自然循環洗浄法**」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「**微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書**」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しないものとなります。課電自然循環洗浄については**経済産業省のホームページ**を参照してください。

事業者は、**平成39年3月31日までに**、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

なお、環境大臣又は都道府県知事は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

【罰則】

この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

【出典：環境省 ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>】による。

【問い合わせ先】

滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 廃棄物対策室廃棄物指導係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL:077-528-3473 FAX:077-528-4845